平成２８年（フ）第４２号
新潟市北区島見町1981番地
債務者　森田　容充（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
長野市宮沖3342番地１　フレグランスアップルＮ101
債務者　瀧澤　晃司
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
岐阜市茜部菱野２丁目12番地３　（シャレー11　Ａ棟　101号室）
債務者　中矢　隆夫
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０５号
岐阜県関市倉知128番地１
債務者　後藤　由美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５００号
愛知県あま市森５丁目12番地６
債務者　田中　祐司
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５号
三重県亀山市布気町1680番地２　ハイツ仲野Ⅱ棟202号
債務者　佐古　哲郎
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５１号
三重県津市高茶屋１丁目40番３号　202号、住民票上の住所三重県津市高茶屋１丁目３番20号
債務者　久木　忠義
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５８号
三重県津市西丸之内39番12号　パールハイツ西丸之内602号
債務者　井上　弘志
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６３号
三重県津市上浜町４丁目40番地
債務者　岸田　福子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６７号
三重県津市一身田平野362番地１、前住所愛知県春日井市中央台４丁目１番地２　211号棟505号室
債務者　神谷　真有
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６９号
三重県津市一身田上津部田1424番地　サンヒルズガーデン
債務者　松田　昭彦
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７２号
大津市真野２丁目28番１―607号
債務者　小倉ひとみ
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８６号
大津市南志賀３丁目15番20号グロリオーサ園106号
債務者　中川美智子こと　宋　　碩順
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８号
滋賀県大津市今堅田２丁目30番３号
債務者　松井　静生
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
滋賀県大津市本堅田１丁目１番23―416号
債務者　白子　和奈
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９３号
大津市粟津町２番62―401号　Ｊ　ＣＯＵＲＴ　石山駅前、前住所大津市栄町20番８号高野ハイツ202
債務者　矢矧　伸也
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０２号
滋賀県湖南市宮の森２丁目９番15号
債務者　比屋根一則
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所民事部